

柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第17号

柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年柴田町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（職員に関する経過措置）</p> <p>第2条 <u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（職員に関する経過措置）</p> <p>第2条 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。